

令和8年6月12日（金曜日）

（最終日）

令和8年第2回藤里町議会定例会会議録

1. 令和8年6月12日午後2時00分第2回藤里町議会定例会が藤里町役場議場に招集された。

1. 本日の出席議員（10名）

1番 加藤 徳 良	2番 土 佐 正 寛	3番 安 保 正
4番 桐 越 博 樹	5番 伊 藤 孝 年	6番 門 田 充
7番 淡 路 孝 也	8番 小 森 久 博	9番 小 山 初 美
10番 菊 池 博 悦		

1. 本日の欠席議員（なし）

1. 本日の会議に職務のため出席した者の職、氏名は次のとおりである。

議会事務局長 明 石 雄 吾	議会事務局職員 安 保 裕 美
----------------	-----------------

1. 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町 長 佐々木 文 明	副 町 長 夏 井 博 文
教 育 長 金 野 尚 人	代表監査委員 齋 藤 猛 満
税務会計課長 小 山 雅 章	総 務 課 長 淡 路 博 之
町 民 課 長 細 田 孝 広	農 林 課 長 佐々木 英 樹
商工観光課長 齋 藤 孝 子	生活環境課長 村 岡 徳 一
教育委員会次長 小 山 喜 之	

1. 本会議の案件は次のとおりである。

議案第62号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第63号 令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）（審査結果報告→審議）

議案第64号 令和8年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（審査結果報告→審議）

議案第65号 令和8年度藤里町介護保険特別会計補正予算（第1号）

（審査結果報告→審議）

議案第66号 令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（審査結果報告→審議）

指名第1号 令和8年2月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会の委員の指名について

議案第67号 令和8年度藤里町一般会計補正予算（第2号）

陳情書の審議

（審査結果報告→審議）

発委第2号 ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

午後2時00分 開 議

○議長（加藤徳良） 定刻となりました。ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（加藤徳良） 日程の変更についてお諮りいたします。皆様のお手元に配付の日程表のとおり、指名第1号「令和8年2月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会の委員の指名について」及び議案第67号「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第2号）」が追加で提出されましたので、本日の日程をお手元に配付の日程表のとおり変更し、審議を進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって本日の日程を、お手元に配付の日程表のとおりに変更いたします。

○議長（加藤徳良） それでは、追加提案理由の説明をお願いします。町長

○町長（佐々木文明） それでは、お疲れのところ誠に恐縮に存じますが、追加提案させていただきます議案についてご説明させていただきます。

議案第67号は「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第2号）」であります。これは、秋田銀行藤里支店の敷地の土地を購入するための費用と、建物内に手洗い場を新設するための費用を補正するものであります。

以上が本定例会の追加議案でありますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤徳良） これで町長の提案理由の説明は終わりました。

○議長（加藤徳良） 日程第1 議案第62号「固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。提出者の説明を求めます。町長

○町長（佐々木文明） 本日配付の議案の45頁をご覧くださいと思います。議案第62号「固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについて」であります。藤里町固定資産評価審査委員1名が令和8年6月22日で任期満了となりますことから、選任するため、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

住所は藤里町粕毛字下萱沢157番地、氏名 小山博、生年月日 昭和29年7月22日生まれで

あります。

小山さんは、藤里町役場を定年退職まで勤めた後、役場の再任用を経て、民間企業へ勤務されました。現在も民間企業の嘱託職員として勤務されております。役場職員時代は5年間税務職を経験するなど、広い知識や経験を生かして取り組む意欲をお持ちでありますことから、委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第であります。

なお、任期につきましては、令和11年6月22日までの3年間となります。

よろしく願いいたします。

○議長（加藤徳良） お諮りいたします。本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。この採決は起立によって行います。本案に同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立：9人）

○議長（加藤徳良） 着席願います。起立全員であります。よって議案第62号は、同意することに決定いたしました。

○議長（加藤徳良） 日程第2 議案第63号「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本案につきましては両委員会に付託しておりましたので、両委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。はじめに総務委員長より報告を求めます。総務委員長 2番 土佐正寛さん

○2番（土佐正寛） 総務委員会に付託されました、議案第63号「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

歳入歳出それぞれ39,650千円を増額し、総額が3,519,650千円となります。

今回の補正の主たるものは、4月の人事異動に伴う人件費関連と、物価高騰対策、給食費無料化、奨学貸付金の確定等によります。歳入では、国庫補助金の物価高騰臨時交付金が7,060千円、給食費保護者負担軽減の県補助金が4,110千円、移住・定住等に要する過疎対策事業債6,700千円、財調はじめ3基金からの繰入金22,140千円を増額です。歳出では、議会費で議会用パソコン12台の導入に1,210千円、運用規則等整備の上、早ければ9月議会導入を目指します。

総務管理費では、人件費関連1,130千円、旧中学校の雪害修繕費1,840千円、移住・定住促

進助成金が2件で2,600千円、地域おこし協力隊関係1,380千円等の増額で、総額8,620千円の増額。町民課所管では、電算システム改修費1,530千円、国保・介保両特別会計繰出金2,150千円等の増額等で、総額1,260千円の増額。教育委員会所管では、奨学貸付金の確定で5,400千円、幼稚園通園バス運転委託料2,740千円の増額等で、総額10,640千円の増額となります。

以上、審査の結果、可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（加藤徳良） ただいまの総務委員長の報告について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

続いて産業委員長より報告を求めます。産業委員長 5番 伊藤孝年さん

○5番（伊藤孝年） 産業委員会に付託されました、議案第63号「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）」につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

歳出の主なものは、4款 衛生費のうち2項1目12節1,276千円減額補正は、清掃センター廃止による水質分析業務委託料です。2目10節156千円増額補正は、2tパッカー車修繕費です。3項1目18節7,112千円増額補正は、水道料金負担軽減支援事業、これは7月から12月分7,062千円、粕毛簡水断水に伴う、ゆとりあへの入館料50千円です。6款 農林水産業のうち2項6目10節1,248千円増額補正は、旧まいたけセンターの雪害に伴う屋根一部葺き替え分で、保険対応となります。7款 商工費のうち1項2目10節215千円増額補正は、コミュニティハウスの敷地内照明設置等です。3目18節 東日本鉄道文化財団地方文化事業支援負担金3,000千円増額補正は、田苗代湿原登山道改修事業費2分の1の負担金です。同じく18節 地域活性化事業補助金5,230千円増額補正は、ものづくりへのラベル機械購入等230千円、まいたけ事業へのスタートアップ支援補助金5,000千円です。9款 消防費、1項5目18節934千円増額補正は、空き家除去推進事業補助金で、上限500千円の2件追加分です。

以上、審査の結果、7款1項3目18節8,251千円のうち、まいたけ事業へのスタートアップ支援補助金5,000千円削減の修正動議が提案され、賛成多数により可決されました。そのほかについては、原案のとおり可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（加藤徳良） ただいまの産業委員長の報告について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

○3番（安保正） 議長、動議あります。

○議長（加藤徳良） 3番 安保正さん

○3番（安保正） ただいま産業委員長のほうから報告がありました補正予算についてであります。一部補正予算の修正動議を提出したいと思っております。取り計らいよろしくお願ひします。

○議長（加藤徳良） 暫時休憩します。

午後2時11分 休 憩

午後2時13分 再 開

○議長（加藤徳良） 再開します。

3番 安保正さん

○3番（安保正） ただいまお手元に配付になりました「議案第63号令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議」についてご提案申し上げます。

令和8年6月12日。藤里町議会議長 加藤徳良様。発議者 藤里町議会議員 安保正、桐越博樹、菊池博悦。議案第63号令和8年度藤里町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議。上記動議を、地方自治法第115条の3及び藤里町議会会議規則第17条の規定により別紙の修正案を添えて提出をいたします。

この修正動議について説明を申し上げます。別紙をご覧ください。修正箇所は、第1条中の39,655千円を34,655千円に、及び3,519,655千円を3,514,655千円にそれぞれ改めます。第1表です。歳入歳出予算補正の一部を次のように改めます。歳入についてです。18款 繰入金の補正額22,145千円を17,145千円に改め、同じく計190,040千円を185,040千円に改めます。18款1項 基金繰入金22,145千円を17,145千円に改め、計19,039千円を185,039千円に改めます。歳入合計の補正額39,655千円を34,655千円に改め、計3,519,655千円を3,514,655千円にそれぞれ改めます。歳出についてです。7款 商工費の補正額11,430千円を6,430千円に、計261,421千円を256,421千円にそれぞれ改めます。7款1項 商工費の補正額11,430千円を6,430千円に、計261,421千円を256,421千円にそれぞれ改めます。歳出合計の補正額であります。39,655千円を34,655千円に、計3,519,655千円を3,514,655千円にそれぞれ改めます。

審議いただけるのはここまでですが、詳細についてお話しします。議案第63号の21頁の下段にありますけども、7款1項3目18節の負担金、補助金及び交付金の説明欄、地域活性化事業補助金を5,230千円から5,000千円を減額し、230千円に改めます。議案の10、11頁にな

りますけども、歳入18款1項1目1節 財政調整基金繰入金16,723千円から5,000千円を減額して11,713千円に改めるというものであります。

理由について申し上げます。これは実質的にまいたけ事業承継事業者への財政支援分でありますけども、今年に入ってから事業の承継者に施設と敷地を無償で貸し付けることが決定されたところでありますが、この件は事業承継公募の延長線上にあるものと解するのが自然だと考えますし、この事業承継者していただく事業者を応援したいという気持ちはいささかも変わるものではありません。そのうえで申し上げます。町は公募要綱を公開して公募しましたけども、その公募条件を事業者が決定してから事業者有利に変更するということの合理的な理由が見つかりません。また、一般公募に対する公平・公正性が保たれるのか疑問です。よって、今回補正予算の地域活性化事業補助金の中のまいたけ施設活用による財政支援に該当する予算分を減額する修正案を提出するものであります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（加藤徳良） ただいまの修正動議は、地方自治法第115条の3及び藤里町議会会議規則第17条の規定により成立いたします。

修正動議について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。6番 門田充さん

○6番（門田充） 私は、ただいま提出されました、まいたけセンターに対する5,000千円を支援金を否決する動議に反対の立場から討論いたします。

まいたけに関するこの支援金ですが、単なる一事業者ではなく、町外から当町に会社の本籍を移した藤里町の企業です。同センターは、本町の特産品であるまいたけの生産や販売を通じて、地域経済や雇用、さらには町のブランド力向上に今までも寄与してきましたし、そして今後も寄与していく重要な存在です。現在、物価高騰や経営環境の変化など事業を取り巻く環境は非常に厳しくなっています。そのような中で新たな支援を行うことは、単に一企業を救済することではなく、地域産業や雇用を守り、将来にわたって町の活力を維持するための投資でもあると思います。

この案件に関しましては、昨年より何度も担当課より勉強会や全員協議会において丁寧に説明を受けてまいりました。何より今回のまいたけセンターの継承、存続決定を町民の方々が大変喜んでおります。もちろん公費を支出する以上、その用途や効果について十分な説明

責任が求められることは言うまでもありません。しかし、そのことを理由に支援そのものを否定してしまえば、町全体に与える影響は決して小さくありません。5,000千円という支援額がまいたけセンターの事業継続や地域経済の波及効果につながるのであれば、その意義は十分にあると考えます。私たち議会は、目先の支出だけを見るのではなく、地域の将来を見据えた判断を行う責任があります。

以上の理由から本動議には反対し、原案どおり支援金を可決すべきことを申し上げ、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（加藤徳良） ほかに討論ございませんか。10番 菊池博悦さん

○10番（菊池博悦） 私は修正動議に賛成の立場で討論に加わります。

昨年1月の末に公募要綱を公開して以降、公募期間を延長しながら約1年近くの間、一般公募をしてまいりました。結果的に事業承継する応募者はなかったわけですが、問い合わせの事業者は複数あったと報告を受けております。町の公募要綱は、事業を実施するうえで必要となる投資は貸付先の事業者の責任において実施してくださいということであり、費用負担では、事業承継に生ずる全ての費用は事業承継先事業者の負担としますとなっております。この内容で公募しておきながら、先ほど提案者の説明と重なりますが、事業者が決定した後になってから条件が事業者有利に変わるということは、公募の公正・厳正・公平性に欠けるものであり、疑われます。条件を変えるのであれば、公募延長時点で変えるか、あるいは再公募に付することが必要と私は考えます。そうでなければ、町民への合理的な説明は私にはできません。まいたけという特産品の育成・生産・販売に異を唱えるものではありません。役場という公共性・公益性を考えると、先ほどの再公募が必要であったのではないかと、という一点に私は疑義を生じております。

また、本定例会での一般質問への町長答弁にありますように、歳出をできるだけ小さくする財政運用が必要との方針にも反する要素があるのではないのでしょうか。とりわけ当町は、自主財源に乏しく、地方交付税に半分以上も依存する財政構造となっているのが現状であります。加えて、町民の生活に密着する命をつなぐ水道等のインフラ整備などは、既に耐用年数が経過しているが、延命措置を図っているという町長答弁が先日ありました。このように大変厳しい状況下にあり、町民は我慢を強いられているのが現状下にあります。そのことを議員各位は認識していただかなければなりません。

よって、補正予算のまいたけ施設活用による財政支援分を減額する本修正案に賛成するものでございます。議員各位の賢明な判断を期待し、賛成討論を終わります。

○議長（加藤徳良） ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論終了と認めます。

この採決は起立によって行います。修正動議を可決することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立：3人）

○議長（加藤徳良） 着席をお願いします。起立少数です。よって修正動議は否決されました。

それでは、改めて議案第63号について採決いたします。議案第63号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第63号は可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第3 議案第64号「令和8年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。本案につきましては総務委員会に付託しておりましたので、総務委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。総務委員長 2番 土佐正寛さん

○2番（土佐正寛） 総務委員会に付託されました、議案第64号「令和8年度藤里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

歳入歳出それぞれ3,850千円を増額し、総額が376,340千円となります。

歳入は、国民健康保険税のうち、本年より始まる子ども・子育て支援金現年課税分1,800千円、一般会計繰入金2,050千円を増額です。歳出は、職員人件費関連2,050千円、子ども・子育て支援納付金1,870千円を増額と予備費70千円の減額です。

以上、審査の結果、可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（加藤徳良） ただいまの総務委員長の報告について質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第64号を総務委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって議案第64号は、総務委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(加藤徳良) 日程第4 議案第65号「令和8年度藤里町介護保険特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。本案につきましては総務委員会に付託しておりましたので、総務委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。総務委員長 2番 土佐正寛さん

○2番(土佐正寛) 総務委員会に付託されました、議案第65号「令和8年度藤里町介護保険特別会計補正予算(第1号)」につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

歳入歳出それぞれ100千円を増額し、総額が641,500千円となります。

歳入は、一般会計繰入金100千円を増額。歳出は、職員人件費関連で同額の100千円を増額です。

以上、審査の結果、可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長(加藤徳良) ただいまの総務委員長の報告について質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第65号を総務委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって議案第65号は、総務委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(加藤徳良) 日程第5 議案第66号「令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。本案につきましては産業委員会に付託しておりましたので、産業委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。産業委員長 5番 伊藤孝年さん

○5番(伊藤孝年) 産業委員会に付託されました、議案第66号「令和8年度藤里町簡易水道事業会計補正予算(第1号)」につきまして、審査の経過と結果の報告をいたします。

主なものは、1款 水道事業収益50千円の増額補正、総額を81,258千円とするものです。水道料金7,062千円の減額、一般会計補助金7,112千円の増額です。2款 水道事業費用50千円の増額補正、総額を80,684千円とするものです。補償金50千円の増額、粕毛簡水断水に伴う、ゆとりあ入館料です。

以上、審査の結果、可決すべきものと決しましたので報告いたします。

○議長（加藤徳良） ただいまの産業委員長の報告について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第66号を産業委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第66号は、産業委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第6、指名第1号「令和8年2月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会の委員の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、休憩して各議員の希望を申し出ていただいた上で調整し、指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後2時34分 休 憩

午後2時38分 再 開

○議長（加藤徳良） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

調整の結果について、議会事務局長から報告させます。議会事務局長

○議会事務局長（明石雄吾） それでは報告いたします。

委員の皆さんは、土佐正寛さん、安保正さん、伊藤孝年さん、小山初美さん、菊池博悦さ

ん、以上5名でございます。

○議長（加藤徳良） ただいま事務局長から報告させました内容について、報告のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって、「令和8年2月18日付藤監発第29号による是正措置の要請に係る特別委員会」の委員として報告のとおり指名いたします。

なお、この後の特別委員長の互選については、休憩中に審議しておりますので、併せて事務局長より報告させます。議会事務局長

○議会事務局長（明石雄吾） それでは報告いたします。

委員長に菊池博悦さん、副委員長に小山初美さん、以上でございます。

○議長（加藤徳良） 以上です。

○議長（加藤徳良） 日程第7 議案第67号「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。説明を求めます。総務課長

○総務課長（淡路博之） そうすれば、本日お配りいたしました補正予算書をお願いいたします。議案第67号について説明いたします。「令和8年度藤里町一般会計補正予算（第2号）」第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,290千円を増額し、予算の総額を3,521,945千円とするものであります。第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次の頁をお願いします。歳入歳出予算補正の表であります。2頁が歳入であります。3頁が歳出であります。

次に、8頁をお願いします。歳入であります。18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金は2,290千円でございます。歳入は以上であります。

次の頁をお願いします。歳出であります。2款 総務費、1項 総務管理費、5目 財産管理費、12節 委託料では、旧秋田銀行藤里支店手洗い場増設工事設計管理業務委託料として161千円、14節の工事請負費では、手洗い場増設工事ということで手洗い場、75cm幅程度の手洗い場と湯沸器、その配管工事等、水道工事等ございまして、729千円です。16節 公有財産購入費でございます。こちらは土地購入費ございまして、1筆でございます。最近の近くでの売買価格を参考にいたしまして見積もりしておりますが、まだこちらは所有者との交渉が済んでおりませんが、まず直近の価格を参考にしまして1,400千円としております。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（加藤徳良） 本案について質疑を行います。質疑ございませんか。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 何点か質問いたします。予算についてですね提示されておりますけれども、内容として医療機関のですね移転といいましようか、そういうことを前提にした予算の策定というふうなこと認識しております。

3点ほどですね、まず土地購入費の算定においてはですね、どのような算定基準でもってですね算定しているものか。そこを質問します。それから、これからですね建物のですね維持管理とか補修とかですね、そういった部分はですね、これから医療機関との関係でですね、どのような経費の部分の持ち分といいましようか、今後どのようなことを想定しているものかどうかということですね。それからですね、ATMですね、あそこに金融機関のですね設置されておりますけれども、その取扱いについてですね現時点での方向性を持っているものかどうか。その3点についてお伺いします。

○議長（加藤徳良） 総務課長

○総務課長（淡路博之） 土地の算定基準でございますが、近場で去年に売買実例がございましたので、それで平米当たりの単価で計算しております。あと、取引に係る税金、所得税、住民税かかることもございますので、そちらのほうも迷惑かけないようにということで、そちらのほうも算定して予算計上しております。

次に、建物の維持補修、修繕費の持ちなんですけど、今後臨時議会お願いしまして、無償貸付け、こちらのほう行いたいと考えておりますので、根本的なもの、あ、基本的には全て森岳温泉病院さんの持ちということになります。貸付けが議決されましたら、そちらのほうでやることになります。

あともう一つ、ATMもございましたが、ATMは今の場所で運用するということで、そちらのほうも議会のほうにお願いしまして無償貸付けのやり方をしまして、ただ電気代等そちらは銀行持ちとなるというふうな見込みとはなっておりますが、まず今まだ貸付け決まっていなものですからつきりは申し上げられませんが、そのような気持ちでおります。

○議長（加藤徳良） ほかに。7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 回答については理解しました。いま一度ちょっと確認したいのは、建物のですね補修とかいろんな部分ですね、そういったことが発生するということがね想定されますので、これから契約のやりとりなるのかもしれないけれども、衛生管理上の軽微なね補

修とか、それからまた建物そのものの劣化とかそういったことが今後発生する懸念されますので、その点をどうこの後対応することにしておりますか、お願いします。

○議長（加藤徳良） 町長

○町長（佐々木文明） 建物はですね町の施設になりますので、町でこれから保険を掛けながらやっていくことになりまして、大きな躯体の修繕等に関しましては、町がしなければならぬというふうに思っております。ただ、病院をですね運営するにあたる工事については、借りるほうの側で行うということになりますので、そしてまたATMを運用するほうの側で、銀行さんでやっていただくというふうなことになりますので、そのように契約したいというふうに思っています。

○7番（淡路孝也） 最後。

○議長（加藤徳良） 7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 基本的な考え方受け止めました。で、皆さん医療機関のですね、これからの動向は大変気にかけておりましたので、まあまず一つこの方向性が出れば安心と思います。それを前提にですね、予算が可決後ですね直ちに地権者、また医療機関との関係はですねスムーズに行くというのが前提だと思うんですけども、そのへんのこの後の見解ですね、おおむねタイムスケジュールといいましようか、現段階で見通しとしてはどのような見通し持ってるのか。地権者あるいは医療機関との関係ですね、そこをお願いします。

○議長（加藤徳良） 副町長

○副町長（夏井博文） 土地の地権者ですけども、たまたま別件で地権者にお会いすることがありました。その際に、もしかするとこういう形で町のほうで賃貸もしくは買い受けということになるかもしれないということをお話したところ、地権者のほうからは、ぜひ有効に活用していただきたいという返事はいただいております。ですので、今後の地権者とのやりとりにつきましては、私が責任を持って対応してまいりたいと考えています。

○議長（加藤徳良） 総務課長

○総務課長（淡路博之） 建物についてですが、相手方、秋田銀行さんですが、こちらのほうも、その土地の分の、今、秋田銀行で借りているもんですから、土地の所有者の了解が得れば、あと建物のほうは町のほうに契約できるということでしたので、で、上層部のほうでは、まず無償でというふうな方向ではいるみたいですが、はっきりしたことはまだ決まっておりません。で、早ければ今月中にはやりたいなど、無償譲渡の契約を取り交わしたいなど考えております。

○7番（淡路孝也） あと医療機関の関係もあれだ、質問してますので。医療機関との関係はどのような推移、これから見ているのか。

○議長（加藤徳良） 町民課長

○町民課長（細田孝広） 森岳温泉病院理事長、事務局長含めお話のほうをさせていただいております。先ほど来説明しておりますとおり、病院の運営に係る、経営に係る改修等費用については病院さんのほうで負担されるということで、そちらの改修等含めて、時期のほうがですね、先ほど副町長がおっしゃっていただいたように地権者との交渉と、あと金融機関が今後どういう方針に決定するのか、それを受けてからの着手という形になりますので、申し訳ございませんが実施時期は未定という状況になっております。早急に対応したいというふうにおっしゃっていただいております。

○7番（淡路孝也） はい、分かりました。よろしくお願いします。

○議長（加藤徳良） 補足説明あるそうですので。

○7番（淡路孝也） はい、お願いします。

○議長（加藤徳良） 今、副町長より説明させます。

○副町長（夏井博文） すいません、補足をいたします。土地の地権者なんですけども、町でまず買うと、買収するということがないとした場合でも、ただいま登記名義人が亡くなった方の名義になってます。ですので、既に地権者のほうでは、町との関係、まず関係なくして相続登記を急ぎたいということで、先般、町のほうで司法書士さんのほうを紹介いたしまして、既に相続登記のほうにかかられてます。それが終わり次第、私どものほうでは地権者との交渉にすぐ入りたいと思います。以上です。

○7番（淡路孝也） はい、ありがとうございます。

○議長（加藤徳良） 4番 桐越博樹さん

○4番（桐越博樹） やっと決まるなっちゅう思いでおります。で、一つだけ。最初説明受けたときにちょっと出たんでねえがと思うんですけど、現在の山下の建物を、今の時点でもし情報といいますか、どうするんだが。あの商店街の中心ですので、もっとも建物悪いがら動くっちゅうことだから、そのまま放置されるような状況を招くっていうのは非常にまずいと思いますので、現段階で分かる範囲で結構ですので、どういう方向でいくと思ってるのか、捉えてたらお願いします。

○議長（加藤徳良） 町長

○町長（佐々木文明） 現在の山下医院の建物に関しては、特に理事長さんとお話ししたこと

はございません。ただ、聞き及んでることは、山下医院さんの部分と森岳温泉病院の部分というのは違うんだというふうなことは聞き及んでおります。したがって、多分山下医院のほうは島田さんが責任持ってやるというふうなことだと思いますし、こちらの新しいところのほうは森岳温泉病院が主体となってやると。まあ理事長は同じなのであれですけども、立場というか所有権的には違いがあるということになるかと思いますが。ですからそのところはどのようにするのかという話までは、今までしたことないです。

○議長（加藤徳良） 4番 桐越博樹さん

○4番（桐越博樹） まあいいんですけど、先ほど言ったようにね、あそこでまた崩れたりや、そういうことあっては元も子もない話で、そのへんまず対応していただくようお願いして質問を終わります。以上です。

○議長（加藤徳良） 質疑終了と認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第67号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（加藤徳良） 日程第8 陳情書の審議を行います。

陳情書第3号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、総務委員会に付託しておりましたので、総務委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。総務委員長 2番 土佐正寛さん

○2番（土佐正寛） 総務委員会に付託されました、陳情書第3号「ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2027年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査の経過と結果の報告をいたします。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や、授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するため

には、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員がより丁寧に関わることができるよう、独自の少人数学級を実施していますが、義務教育国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にあります。

地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進め、ゆたかな子どもの学びを保障するためには、本来、国が財政措置を講ずるべきです。

以上のことから、本陳情書は採択とすることに決しましたので報告いたします。

○議長（加藤徳良） ただいまの総務委員長の報告について質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 討論なしと認めます。

採決いたします。陳情書第3号は、総務委員長の報告では採択でございますが、総務委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって陳情書第3号は、総務委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後2時55分 休憩

午後2時56分 再開

○議長（加藤徳良） 会議を再開いたします。

○議長（加藤徳良） 日程の追加についてお諮りいたします。ただいま陳情書が採択されたことにより意見書案が提出されましたので、本日の議事日程に追加して審議してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。

○議長（加藤徳良） 日程第9 発委第2号を本日の日程に追加し審議してまいります。

お諮りいたします。この意見書案につきましては、提案者が総務委員会でありますし、ただいま陳情書が採択されたことによるものでございます。よって、議会会議規則第37条第3項の規定により、意見書の朗読、説明、質疑、討論を省略して直ちに採決してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって直ちに採決することに決定いたします。

それでは、発委第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長(加藤徳良) 閉会中の各委員会の審査等の予定があれば、ご発言をお願いします。議会運営委員長 10番 菊池博悦さん

○10番(菊池博悦) 議会運営委員会では、第3回定例会の議事日程の審査のため、閉会中1日間の委員会開催の許可をお願いします。

○議長(加藤徳良) 議会運営委員会では、閉会中1日間の委員会開催許可の申し出がございましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって議会運営委員会には、1日間許可することに決定いたしました。

総務委員長 2番 土佐正寛さん

○2番(土佐正寛) 総務委員会では、町内視察及び所管の事務等の状況調査のため、閉会中に3日間の委員会開催の許可をお願いいたします。

○議長(加藤徳良) 総務委員会では、閉会中3日間の委員会開催許可の申し出がございましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤徳良) 異議なしと認めます。よって総務委員会には、3日間許可することに決定いたしました。

産業委員長 5番 伊藤孝年さん

○5番(伊藤孝年) 産業委員会では、町内視察及び所管の事務等の状況調査のため、閉会中

に3日間の委員会開催の許可をお願いいたします。

○議長（加藤徳良） 産業委員会では、閉会中3日間の委員会開催許可の申し出がございましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって産業委員会には、3日間許可することに決定いたしました。

閉会中の各委員会の審査等の予定があれば、ご発言をお願いします。議会運営委員長 10番 菊池博悦さん

○10番（菊池博悦） 議会運営委員長という立場ではありませんが、今議会で特別委員会の設置が許可されましたので、特別委員会の設置の段階で閉会中審査ができるというふうにしてお決めいただきましたけれども、6月の今月23日に、午後2時からこの議場で第1回目の委員会を開催する日程が決まっておりますので、今回だけ許可の申請をいたします。

○議長（加藤徳良） 特別委員会では、閉会中1日間の委員会開催許可の申し出がございましたが、これにご異議ございませんか。

7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） 今、1日間の申し入れってということありましたけども、特別委員会の性格上ですね1日で終わると思いませんので、9月の次期定例会までのですね、その前の所要の日数が発生した場合にどのように対応するのか。そこをひとつ確認をお願いします。ここで延べ日数を計上するのか、そこはまた随時の報告で決裁ができるものなのか、取扱いをお願いします。

○議長（加藤徳良） ただいまの件につきましては、議会事務局長から発言を許可したいと思います。議会事務局長

○議会事務局長（明石雄吾） 特別委員会の設置する際にあたりましては、まず日程等に関しましては、審査・検討終了まで設置し、議会の閉会中も審査・検討を行うことができるものというもので皆さん可決していただいておりますので、とりあえず今、日程決まってる部分だけ、今菊池議員のほうから発言されたわけで、その後も必要となれば、この決定されたことに則って運営されるものと考えております。

○議長（加藤徳良） 7番 淡路孝也さん

○7番（淡路孝也） そうすれば、日程がまた増えた場合はですね追認といいまじょうか、それについては議決を経ないでですね、特別委員会の性格上ですね終了するまでというふうな

認識でよろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（加藤徳良） 議会事務局長

○議会事務局長（明石雄吾） そのとおりでございます。

○7番（淡路孝也） はい、よろしく申し上げます。終わりました。

○議長（加藤徳良） よろしいでしょうか。

○7番（淡路孝也） はい。

○議長（加藤徳良） 特別委員会では、閉会中1日間の委員会開催許可の申し出がございましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤徳良） 異議なしと認めます。よって特別委員会には、1日間許可することに決定いたしました。

以上で、今定例会に提案されました議案は全て議了いたしました。

これをもちまして令和8年第2回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時03分

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

令和 年 月 日

藤里町議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員